制度イメージ 参考資料 4

消費者への省エネ情報等の確実な伝達

消費者が環境配慮型製品を選択できるようにするには、

販売店の取組が不可欠

販売店が、店頭で展示している製品本体に省エネラベルを 表示し、消費者に省エネ情報等を説明することを*制度化* 環境に配慮した消費者行動を拡大・促進し、環境配慮型製品の 開発・製造・販売に積極的な企業の支援につなげる

消費者に わかりやすい ラベル 実効性 全国標準化 対象品目、表示方法等の検討に当たっては、消費者団体や業界団体、 NGOなどとの連携・協働を図る。

省エネ性能の相対評価を表示する方法について、検討を進める。 制度の実効性を担保する措置として、自動車販売者と同様に、販売者 が表示や説明を怠っている場合の勧告等を検討する。

省エネラベルの全国標準化をめざし、他の自治体等との連携を図る。

新たなラベリング制度の創設

(参考) 2004年春家電で"少"エネ 新生活キャンペーンのラベル

従 来 の J I S 規格の 省エネラベル

省エネ基準達成率 年間消費電力量 1 1 3 % 8 5 7 kWh/年 目標年度 2 0 0 4 年度

> 製造者による 省エネ製品の開発 カタログによる表示



省エネラベル 販売店での 店頭表示,説明

新たな

省エネ性能 の相対評価 消費電力量 電気料金 ノンフロン

【対象製品】家庭での電力消費量の多い、エアコン、テレビ、冷蔵庫など